

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年2月23日(2012.2.23)

【公開番号】特開2011-257430(P2011-257430A)

【公開日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2011-051

【出願番号】特願2011-184724(P2011-184724)

【国際特許分類】

G 01 N 21/90 (2006.01)

G 01 F 23/28 (2006.01)

【F I】

G 01 N 21/90 D

G 01 F 23/28 L

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月10日(2012.1.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体サンプル内の沈殿物の体積を評価する方法において、

(a) 前記液体サンプルを収容しているチューブを、該チューブの画像を取り込む機能を有する光電気装置に対して配置するステップであって、前記液体サンプルは、沈殿物、浮遊物及び沈殿物/浮遊物の境界を含むステップと、

(b) 前記光電気装置を使用し、前記チューブに対して垂直方向の前記チューブの画像を取り込むステップと、

(c) 取り込まれた前記画像(画像1)を分析し、前記沈殿物の高さを判定するステップと、

(d) 前記高さの計測値を使用し、沈殿物の体積の計測値を生成するステップと、を有し、

取り込まれた前記画像(画像1)を分析し、前記沈殿物の高さを判定するステップ(c)において、

前記画像の I_{max} を計測し、前記画像の I_{max} が合計の前記ピクセル強度の範囲の必要な範囲内にあるかどうかを判定することによって前記画像の品質をチェックし、

(e) 前記画像が、前記画像の必要な I_{max} の範囲内にある場合には、前記画像をさらに処理し、

(f) 前記画像が、前記画像の必要な I_{max} の範囲内にない場合には、(i)前記画像の I_{max} が、前記画像の必要な I_{max} の範囲を上回っているときは、照明レベルを低減させると共に/又は、画像取り込み速度を増大させて、許容可能な画像が取得されるまで、この段階(i)を反復し、(ii)前記画像の I_{max} が、前記画像の必要な I_{max} の範囲を下回っているときは、前記照明レベルを増大させると共に/又は、前記画像取り込み速度を低減させて、許容可能な画像が取得されるまで、この段階(ii)を反復し、許容可能な画像が取得された後に、前記画像をさらに処理し、この後に、前記高さの計測値を使用し、沈殿物の体積の計測値を生成するステップ(d)に進むことを特徴とする方法。